

部活動に係る活動方針

本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）、並びに「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（令和3年12月沖縄県教育委員会）に則り策定する。

1. 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

2. 留意事項

- 生徒の人格や人権を尊重し、生徒の意思や成長を最優先に考えなければならない。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう指導にあたる。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、勝利至上主義に陥ることなく、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて取り組みを徹底する。

3. 活動

(1) 休養日の設定

原則2日(平日1日・週末1日)以上の休養日を設定するように努める。ただし、学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目によって様々な活動形態等が考えられることを考慮し、1年間を通して休養日が平均週2日以上になるように、休養日を他の曜日に振り替えることができる。(詳細は各部活動計画による)

(2) 活動時間

平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とする

(3) 活動計画

部顧問は、活動計画・部活動実績等を作成し、校長へ提出する

(4) 定期考査前・考査期間

定期考査7日前から終了日前日までの期間は、原則として部活動を禁止する

4. その他

部活動の運用に関しては、別に定める